

令和7年度に対象となるサービス

ア	訪問介護
イ	訪問入浴介護（介護予防を含む。）
ウ	訪問看護（介護予防を含む。）
エ	訪問リハビリテーション（介護予防を含む。）
オ	通所介護
カ	通所リハビリテーション（介護予防を含む。）
キ	特定施設入居者生活介護（介護予防を含み養護老人ホームに係るものを除く。）
ク	福祉用具貸与（介護予防を含む。）
ケ	特定福祉用具販売（介護予防を含む。）
コ	短期入所生活介護（介護予防を含む。）
サ	短期入所療養介護（介護予防を含む。） （介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第14条第4号及び第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）
シ	居宅介護支援
ス	介護福祉施設サービス
セ	介護保健施設サービス
ソ	介護医療院
タ	認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）
チ	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
ツ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
テ	指定療養通所介護
ト	夜間対応型訪問介護
ナ	地域密着型通所介護
ニ	小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）
ヌ	認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）
ネ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
ノ	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

ただし、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第115条の11において準用する第71条第1項本文及び第72条第1項本文の規定により介護予防サービスに係る法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護医療院であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しないものによって行われる訪問看護等（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護）を除く。